事前協議申出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

開設(予定)者

氏名 印 法人にあっては、主たる事務所の所在 地、名称並びに代表者の氏名及び印 電話番号

次の診療所について(療養・一般)病床を設置(増床)したいので、医療法施行規則 第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所に係る取扱要領(以下「要領」 という。)第3条第1項の規定により事前協議を申し出ます。

という。た場で	7 未免 1 均	 の 税	り尹則肠	俄と中 し山	より。			
ふりがな								
1 診療所の(予定)名称								
2 開設(予定) の場所	所在地							
	電話番号							
3 要領第2条第1項に定 める区分 (該当番号に○印)		 (1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所 (2) へき地医療を担う診療所 (3) 小児医療を担う診療所 (4) 周産期医療を担う診療所 (5) 救急医療を担う診療所 (6) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所 						
4 診療科目								
5 設置又は増床しようと する病床数								
6 病室の構造概要		病室番号	病床数	床面積	1床当たりの面積	隣接する 廊下の幅	中廊下片廊下	

7 従業者定員(人)		医師	看護師	准看護師	看護補助者	その他	計
8 診療に従事する医師の 氏名、担当診療科名、診療 日及び診療時間			I				
9 他に開設して いる病院又は診 療所							
	所在地						
10 開設 (予定) 年月日							
11 病床の設置又は増床予 定年月日							
12 申出に係る診	療所が、ど	のように地	域にとって	良質かつ適切		していくのか	を記載し
てください。							

添付書類

- ① 郡市医師会との調整内容等について記載した書類(医師会の意見書等)
- ② 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であるときは、履歴書及び臨床研修修了 登録証の写し又は免許証の写し(開設者が医師法(昭和23年法律第201号)第7条の2第1項の規定に よる厚生労働大臣の命令又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条の2第1項の規定による厚生 労働大臣の命令を受けた者である場合にあっては、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。)
- ③ 開設者が法人であるときは、定款、寄付行為及び登記事項証明書(新たに設立した医療法人で登記未了の場合には、設立認可書の写し)
- ④ 項目3において「(1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」を選択する場合には、適合基準に 定める機能ごとに、適合基準を満たすことを証する資料
- ⑤ 項目3において「(3) 小児医療を担う診療所」又は「(4) 周産期医療を担う診療所」を選択する場合には、標榜診療科に係る専門医の認定を証する書類
- ⑥ 項目3において「(5) 救急医療を担う診療所」を選択する場合には、救急病院等を定める省令に基づく救急診療所の認定書又は当該届出認定を受ける旨の確約書(任意様式)及び救急科に係る専門医の認定を証する書類
- ⑦ 敷地周囲の見取図
- ⑧ 建物の配置図及び平面図(各室の用途を示し、各病室の定員及び隣接する廊下幅を明示したもの)
- ⑨ その他参考となる資料(任意に提出してください。)